

## 愛知県立大学地域連携センター守山支部運営内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、愛知県立大学地域連携センター規程第3条に基づき、地域連携センター（以下「センター」という。）に設置する地域連携センター守山支部（以下「センター守山支部」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センター守山支部は、主に守山キャンパスにおける地域連携活動や生涯学習事業に関する業務を行うことにより、地域連携・地域貢献を推進することを目的とする。

### (業務)

第3条 センター守山支部は、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 看護職を対象とした教育、研究指導及び情報発信に関すること
- (2) 地域の健康維持・増進のための連携・支援に関すること
- (3) 前各号に掲げる業務のほか、地域連携センター守山支部長（以下「支部長」という。）が適当と認めた業務

### (地域連携センター守山支部長補佐)

第4条 センター守山支部に、地域連携センター守山支部長補佐（以下「支部長補佐」という）を置くことができる。

- 2 支部長補佐は、看護学部から2名以内を、看護学部長が支部長と協議の上指名する。
- 3 支部長補佐は、支部長の命を受け、支部長の職務を補佐する。
- 4 支部長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で支部長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第5条 第3条に掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 看護職教育・研究支援委員会
  - (2) 地域支援委員会
- 2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

### (通称)

第6条 業務を実施する上で支部長が必要とする場合は、通称（「看護実践センター」）を併記することができる。

### (事務)

第7条 センター守山支部の事務は、守山キャンパス学務課で行う。

### (補則)

第8条 この規程に定めるほか、センター守山支部の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

### 附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。